

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和2年3月31日

火曜日

号外(4)

目次

規則

○富山県事務委任規則の一部を改正する規則

1

規則

富山県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月31日

富山県知事 石井 隆 一

富山県規則第28号

富山県事務委任規則の一部を改正する規則

富山県事務委任規則（昭和34年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号シ中「富山県食品衛生条例」を「富山県食品衛生条例の一部を改正する条例（令和2年富山県条例第18号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同条例による改正前の富山県食品衛生条例」に改め、同シを同号スとし、同号サ中「第4条第3項」を「第3条第3項」に改め、同サを同号シとし、同号コ中「第4条第2項」を「第3条第2項」に改め、同コを同号サとし、同号ケ中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改め、同ケを同号コとし、同号中クをケとし、アからキまでをイからクまでとし、同号にアとして次のように加える。

ア 食品衛生法第8条第1項の規定による指定成分等含有食品に関する情報の届出を受理すること。

第2条第20号サ中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同号セ中「第22条の6第2項」を「第21条の5第2項」に改め、同号ソ中「第22条の6第3項」を「第22条の6」に改め、同号タ中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同号ツ中「第23条第3項」を「第23条第4項」に、「第24条の4」を「第24条の4

第1項」に改め、同号テ中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同号中ヤをルとし、へからモまでをメからりまでとし、同号フ中「第35条第1項ただし書の次に「(同条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同フを同号ムとし、同号中ヒをミとし、同号ハ中「第25条第4項」を「第25条第7項」に改め、同ハを同号マとし、同号ノ中「第25条第3項」を「第25条第4項」に改め、同ノを同号へとし、同への次に次のように加える。

ホ 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第5項の規定により報告を求め、又はその職員に立ち入り、検査させること。

第2条第20号ネ中「第25条第2項」を「第25条第3項」に改め、同ネを同号フとし、同号ヌ中「第25条第1項」を「第25条第2項」に改め、同ヌを同号ヒとし、同号中ニをノとし、ノの次に次のように加える。

ハ 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第1項の規定により必要な指導又は助言をすること。

第2条第20号中ナをネとし、同号ト中「第24条の2」を「第24条の2の2」に改め、同トを同号ヌとし、同号テの次に次のように加える。

ト 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2第1項の規定により必要な勧告をすること。

ナ 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2第2項の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

ニ 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2第3項の規定により報告を求め、又はその職員に立ち入り、検査させること。

第2条第21号中チをテとし、同号に次のように加える。

ト 浄化槽法附則第11条第1項の規定により必要な措置をとるよう助言又は指導をすること。

ナ 浄化槽法附則第11条第2項の規定により必要な措置をとることを勧告すること。

ニ 浄化槽法附則第11条第3項の規定により勧告に係る措置をとることを命ずること。

第2条第21号中タをツとし、サからソまでをスからチまでとし、同号コ中「第11

条の2第1項」を「第11条の3」に改め、同コを同号シとし、同号ケの次に次のように加える。

コ 浄化槽法第11条の2第1項の規定による浄化槽の使用の休止の届出を受理すること。

サ 浄化槽法第11条の2第2項の規定による浄化槽の使用の再開の届出を受理すること。

第2条第41号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同号ア中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改める。

第2条第42号キ中「第25条の5第2項」を「第29条第2項」に改め、同号ク中「第25条の7」を「第31条」に改め、同号ケ中「第25条の8第1項」を「第32条第1項」に改め、同号コ中「第25条の8第3項」を「第32条第3項」に改め、同号シ中「平成31年厚生労働省令第17号」の次に「。以下この号において「改正省令」という。」を加え、同シを同号テとし、同号に次のように加える。

ト 改正省令附則第2条第7項の規定による変更の届出を受理すること。

ナ 改正省令附則第2条第8項の規定による廃止の届出を受理すること。

第2条第42号サ中「第25条の9第1項」を「第38条第1項」に改め、同サを同号タとし、同タの次に次のように加える。

チ 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下この号において「改正法」という。）附則第2条第5項の規定により報告をさせ、又はその職員に立ち入り、検査させ、若しくは質問させること。

ツ 改正法附則第3条第3項の規定により報告をさせ、又はその職員に立ち入り、検査させ、若しくは質問させること。

第2条第42号コの次に次のように加える。

サ 健康増進法第34条第1項の規定により勧告をすること。

シ 健康増進法第34条第3項の規定により措置をとるべきことを命ずること。

ス 健康増進法第36条第1項の規定により勧告をすること。

セ 健康増進法第36条第2項の規定により勧告をすること。

ソ 健康増進法第36条第4項の規定により措置をとるべきことを命ずること。

第4条第2号シ中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改め、同号ス中「第11

条第4項」を「第11条第5項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第7号及び第20号の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(人 事 課)